

配偶者控除と課税ベースの侵食

田代昌孝
中央大学経済学部

序章

今日財政赤字を多く抱える日本において、経済成長とそれに伴う税収の増加は財政の最重要課題といえる。課税ベースを所得から消費に求める改革案は頻繁に議論されるところであるが、消費税率の引き上げがなかなか難しい現在において、所得税の課税ベース拡大は比較的容易に行われている。

具体的には、平成18年における課税最低限の引き下げがその第一歩であり、今後政府が改革すべき問題はやはり所得控除ではないかと思える。所得控除は租税優遇措置として、低所得者層に配慮した租税政策と考えられてきたが、実際に各世帯のライフスタイルが変化した現在では、むしろ高所得者層優遇の措置となってしまっている。したがって、本来の機能を失った所得控除は早い段階での整理、縮小が必要となろう。なかでも妻の家事消費に対する優遇措置として認められた配偶者控除と配偶者特別控除には問題が多い。

具体的に配偶者控除の問題点として、水平的公平性を損なう、垂直的公平性を損なう、配偶者控除の適用状況、既婚女性の労働供給を阻害する等が挙げられる¹が、本論文では配偶者控除を認めることによる課税ベースの侵食を論ずる。日本の経済政策として成長促進税制の構築は必要であり、配偶者控除と課税ベースの侵食に関する研究はこれを念頭において議論されているように思われる。

本論文の構成として、第I章では平成元年度以降の配偶者控除制度の歴史的推移を述べる。平成元年度以降に注目した理由は、平成元年度は消費税の導入された年でもあり、これと並行するような形で所得税の減税が行われたが、その減税が主に様々な控除金額を拡大する方向で進められたからである²。第II章では、配偶者控除を中心とした所得控除に関する先行研究を概観する。第III章では、本分析で行う実証モデルを説明する。第IV章では、分析で利用したデータの説明を行う。第V章では実証分析の結果について述べる。終章では、全体のまとめと政策的提言をした後に今後の研究課題を述べる。

¹ 飛田[2002]、16-20頁。

² 森信[2002]、73頁。

第 I 章 配偶者控除制度の歴史的推移

少子高齢化社会、あるいは現在わが国が抱える財政赤字から、政府に対して何らかの税収増が求められている。所得税を通じて財源徴収を政府が行う場合、その税収は課税ベースに税率を掛けたもので求められる。したがって、税収中立もしくは税収の増加を前提とした場合、課税ベースの侵食が行われるとその分を相殺するだけの税率の引き上げが必要となる。

表 1 平成元年度以降の所得税率の推移

	元年度	7 年度	1 1 年度	1 9 年度
	% 万円	% 万円	% 万円	% 万円
税 率	10(～ 300)	10(～ 330)	10(～ 330)	5(～ 195)
	20(～ 600)	20(～ 900)	20(～ 900)	10(～ 330)
	30(～1,000)	30(～1,800)	30(～1,800)	20(～ 695)
	40(～2,000)	40(～3,000)	37(1,800～)	23(～ 900)
	50(2,000～)	50(3,000～)		33(～1,800)
				40(1,800～)

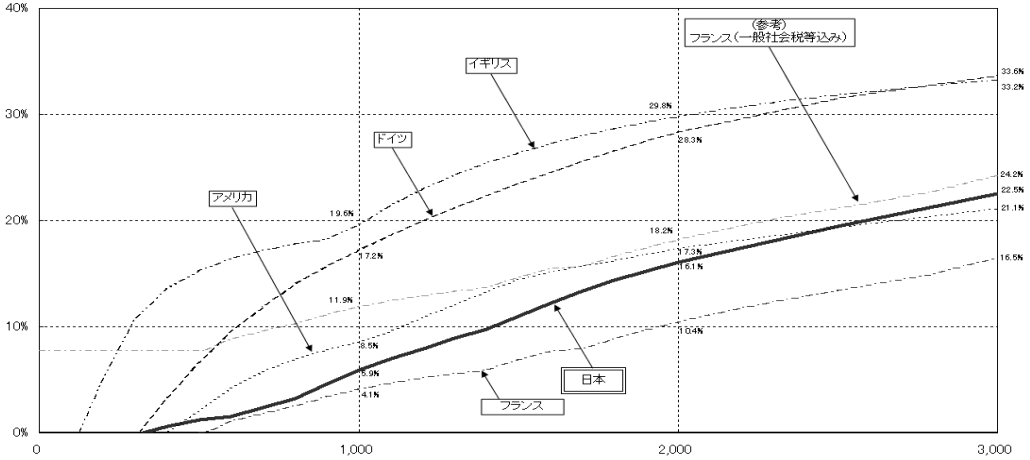
出所：財務省ホームページ。

平成元年度以降における日本の所得税制の推移について述べてみると、平成元年度には基礎控除、配偶者控除、扶養控除の金額がそれぞれ 33 万円から 35 万円へと増加しており控除の拡大が見られるが、なかでも配偶者特別控除は 16.5 万円から 35 万円へと 2 倍以上も増えている。所得税の税率に関しては最高税率が 60% から 50% へと引き下げられた。

それ以降、各種控除金額は一定のままであったが、平成 7 年度になると基礎控除と配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の見直しが行われ、35 万円から 38 万円と増加している。また、所得税率についても、表 1 からこれまで 10% の適用税率が 300 万円までから 330 万円まで、20% の適用税率が 600 万円までから 900 万円まで、30% の適用税率が 1,000 万円までから 1,800 万円まで、40% の適用税率が 2,000 万円までから 3,000 万円まで、50% が 2,000 万円超から 3,000 万円超までに引き上げられた。このような税制改革は活力のある福祉社会を作るために、中堅所得者層に配慮して行われたものである。

平成 11 年度になると、景気対策の一環として最高税率の引き下げが行われた。近年では、グローバル化が急速に進んだこと、また安定した社会保障財源の確保を考慮して、平成 19 年度にはかなりの所得税の増税が行われた³。このような所得税の増税は家計にどのような負担をもたらすであろうか。

³ 川上[2008]、48-51 頁。

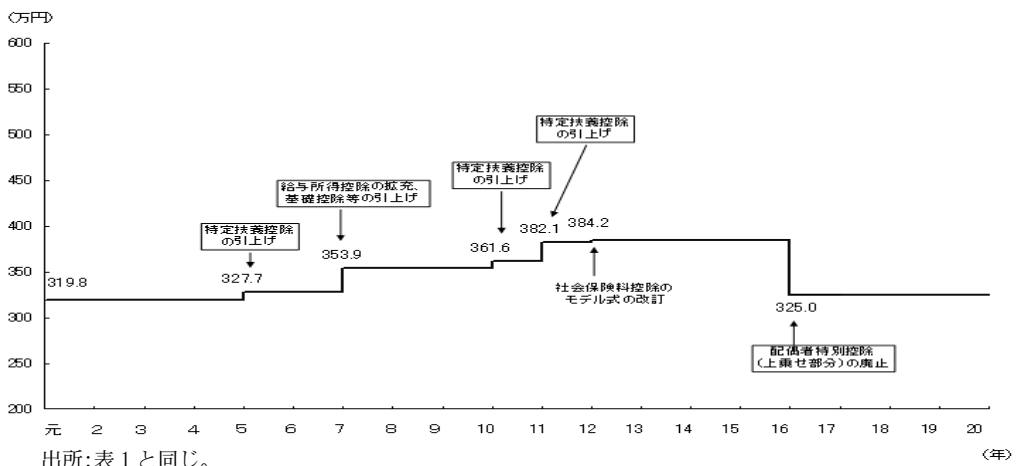


出所：表1と同じ。

図1 所得税の実効税率の国際比較(夫婦2人の給与と所得者)

実際、日本の所得税の実効税率を国際比較した場合、おおよそ年間所得2,000万円未満の家計で考えれば、日本の所得税の実効税率はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの先進主要四カ国に比べてかなり低いことが図1から分かる。特に、日本の場合、年間所得1,000万円未満の世帯における所得税の負担は5%未満であり、つまり大部分の家計で所得が多い割には税を少しか納めていないことになる⁴。

日本において大部分の家計で所得が多い割に税を負担しなくても良い理由は何であろうか。表1から平成元年度以降の所得税率の推移について考えてみると、平成元年から7年度にかけて変化しておらず、平成7年度に税制改正が行われたが、税率変更で恩恵が及ぶ所得階層の範囲は限られているのが分かる。



出所：表1と同じ。

図2 所得税の課税最低限の推移 (夫婦2人の給与と所得者)

⁴ 森信[2002]、4-9頁。

その一方で課税ベースについて考えてみると、これまで課税最低限、すなわち給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除、社会保険料控除の合計となる控除額を政府はかなり認めてきたことが図2から分かる。具体的には、基礎控除や特定扶養控除、社会保険料控除の拡充が平成5年度以降で頻繁に行われている。

また、図2には示していないが、平成7年度においては基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特別扶養控除、老人扶養控除等の金額が35万円から38万円へと増えている。したがって、国際的にみて日本の家計の所得税負担が低いのは、様々な控除の存在により課税ベースが侵食されているためであると考えられる。

実際、海外の所得税率について考えれば、平成18年までアメリカの最低税率は日本と同じ10%であり、イギリスでは最低税率と最高税率が日本と全く同じ10%と40%である。図1を見ても分かるように、イギリスは国際的にもかなり低い所得水準から税を負担しており、アメリカでは中位の所得階層の負担が日本に比べて重い。日本で低中所得階層に属する家計の所得税負担が軽いのは、やはり所得税率によるものではなく、様々な租税優遇措置、すなわち控除の拡充にあると言えよう⁵。

日本は平成元年度以降から消費税が導入されており、その一方で所得税の減税が行われてきた。この背景には生涯を通じて若年層、壮年層、老年層との間でバランスのとれた課税を求めた税調の考えがある。また、景気対策として恒久的な所得税減税の必要性から控除の拡充を行った側面もある。

問題は日本の所得税改革の特徴が税率の変更ではなく、様々な控除の拡充に重点を置いたところにある。一般的に、所得税の改革を行う場合、課税ベースの変更よりむしろ税率の変更を中心として行った方が効率性は保たれると考えられる。

なぜなら、あくまで税率変更が労働供給に影響を及ぼすモデルを前提にした場合、所得税の増税を税率の引き上げで行うと勤労意欲を阻害するが、所得税率を誰しもが一定として課税ベースの拡大、すなわち控除の整理や縮小を中心とした政策はそれほど勤労意欲を阻害する効果はないからである。このことから考えても、日本の景気対策としての所得税減税を控除の拡大中心で行われたことには問題がある⁶。

では、控除を拡大させる政府の理由は何であろうか。課税最低限に含まれる控除について考えてみると、給与所得控除は業種間の所得捕捉率の格差があることを考慮したものである。基礎控除は個人が生活する最低限の消費を考慮したものであり、扶養控除は子供の養育を、社会保険料控除は老後の生活を配慮したものとなっている。

問題は配偶者控除であるが、これは妻の内助の功、すなわち主婦の家事労働について何らかの評価を与えようというものである。これが過大評価され、平成6年度までは妻が働いていないというだけで、その家計は配偶者控除と配偶者特別控除を合わせて70万円の控除が認められており、平成7年度以降にはこの控除額が76万円と増えている。

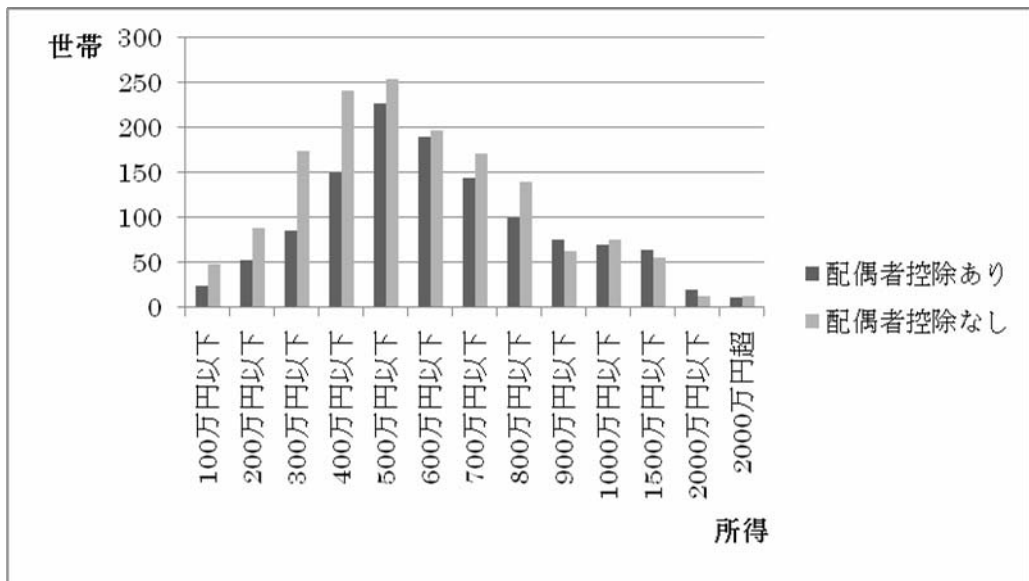
⁵ 蜂屋[2003]、105-115頁；森信[2002]、3-73頁。

⁶ 森信[2002]、73頁。

ところが、景気低迷から所得が少なく結婚できない単身世帯が増えてきたことにより、配偶者控除や配偶者特別控除を受けるのが裕福な家計であるという批判が多くなる⁷と、平成16年度には配偶者特別控除が廃止となった。その結果、図2の課税最低限が325万円へと大きく引き下げられている。

実際、このような配偶者控除や配偶者特別控除を受けている世帯はどのような所得の世帯であろうか。比較的、所得の低い世帯でこれらの控除を受けていないとすれば、それは高所得者層優遇であり、垂直的公平の観点からも問題があるといえよう。

平成6年度と8年度の『家計における金融選択に関する調査』では配偶者の就業状況について、「現在、働いて収入を得ていらっしゃいますか。」という質問をしている。この質問に対して、「働いていない」と回答した世帯を配偶者控除ありの世帯とここでは定義した。図3は配偶者控除ありの世帯となしの世帯の数を所得階層別にまとめたものである。



出所：郵政研究所『家計における金融資産選択に関する調査(平成6年度)』の個票データより作成。

図3 平成6年度 配偶者控除のある世帯とない世帯の数

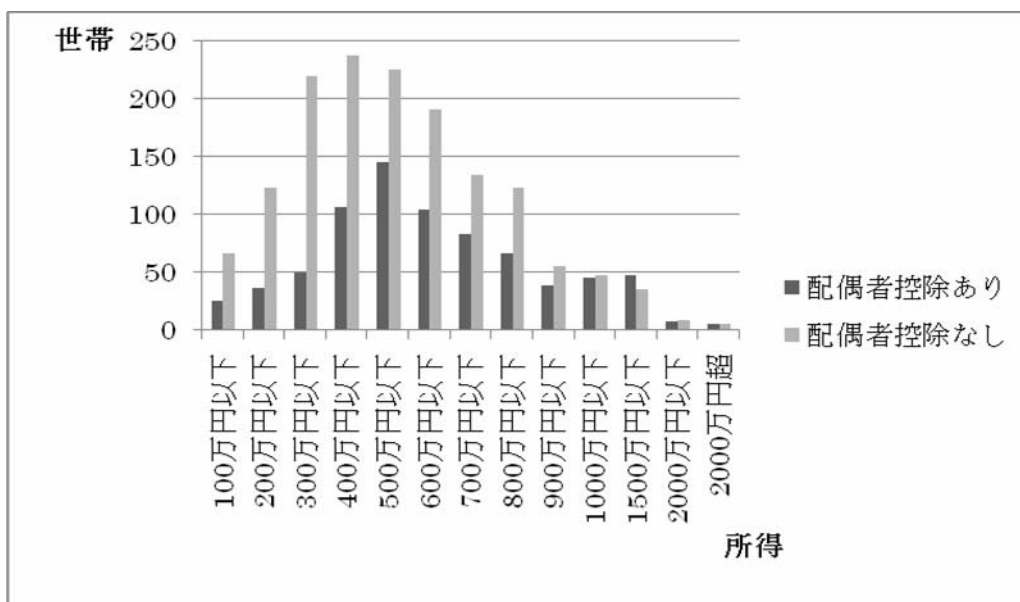
図3を見ると、所得900万円以下、1,500万円以下、2,000万円以下の世帯で配偶者控除ありの世帯がなしの世帯を上回っているのがわかる。すなわち、高所得者層では配偶者控除を受けている世帯が多い。したがって、配偶者控除は課税ベースを侵食するだけでなく高所得者層優遇であると考えられる。

さらに、所得300万円以下と400万円以下では配偶者控除なしの世帯が配偶者控除ありの世帯を非常に多く上回っていた。平成元年度税制改正は消費税導入と所得税減税、とりわけ所得控除

⁷ たとえば、飛田[2003]、124-130頁。

の拡大というタックスミックス型で行われた訳であるが、その中身は消費税負担の逆進性という形だけではなくて、低中所得者層が所得控除の恩恵を受けられないという形でここに負担を求めるものとなっている。

平成6年度と同じような作業を平成8年度においても行った。前章でも述べたが、平成7年度に大幅な所得税減税の景気対策が行われている。この税制改革の影響は平成8年度の配偶者控除ありの世帯となし世帯の数にどのような影響を及ぼしているであろうか。



出所：郵政研究所『家計における金融資産選択に関する調査(平成8年度)』の個票データより作成。

図4 平成8年度 配偶者控除ありの世帯となし世帯の数

図4を見ると、所得1,500万円以下で配偶者控除ありの世帯がなしの世帯を上回っているだけで、それ以外の所得階層では配偶者控除なしの世帯が有る世帯を上回っている。特に、所得300万円以下の世帯では配偶者控除なしの世帯が有る世帯を大きく上回っている。

つまり、低所得階層を中心として女性の社会進出が進んでいることが伺える。これは世帯主である夫の低所得を妻が補うような形で働いているものと考えられる。このように、配偶者控除を受けている世帯は主に高所得者層に多く、垂直的公平を考えれば配偶者控除には問題が多い⁸。

では、課税ベースの侵食という点では配偶者控除はどのように評価されるであろうか。次の章では租税優遇措置として主に所得控除に注目しながら、それにより課税ベースの侵食に関する研究がどのように行われてきたかを概観する。その上で、本論文で配偶者控除に着目する理由を述べる。

⁸ 森信[2002]、38頁;蜂屋[2003]、128-134頁。

第Ⅱ章 先行研究

所得控除の問題として頻りに議論されるのは、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除等である。これらの租税優遇措置は高所得者層優遇という点で共通しており、今後は整理、縮小の方向に向かうであろう。アメリカでも Pechman [1977] や Simons [1938] は伝統的な所得税を研究している経済学者であるが、彼等も控除が多数存在することで高所得者層はかなり恩恵を受けているが、低所得者層では恩恵を全く受けていないことから課税ベースの拡大をすべきとの見解を示している⁹。

日本の場合、課税ベースの侵食額を推計する作業は所得税負担の水平的公平、すなわちクロヨン問題を議論するときに行われている。石 [1981]、林 [1996b]、大田・坪内・辻 [2003] 等は集計データを利用して、業種間の所得捕捉率の格差を分析している。それに対して、個票データを利用して集計データによるバイアスを取り除いた水平的公平に関する研究としては本間・井堀・跡田・村山 [1984] の分析がある¹⁰。

本分析でも個票データを利用しており、本間・井堀・跡田・村山 [1984] のモデルと分析手法を引用している。ただ、本間・井堀・跡田・村山 [1984] の研究では業種間における税負担の違いを議論しているのに対して、ここでは所得控除による税負担の違いに注目している。

とりわけ、所得控除の1つとして考えられる配偶者控除に注目した。

これまで妻の家事労働に認められる配偶者控除と配偶者特別控除は批判されることが非常に多かった。林 [1996a] は片稼ぎの給与所得者の場合、本人の基礎控除以上に、配偶者に対して配偶者控除、配偶者特別控除があるのを問題としながら、配偶者控除と配偶者特別控除を全体で消失控除にすれば、個人単位の課税を維持しつつ世帯構成に配慮した税体系を構築できると述べている¹¹。

大田 [1997] は包括的所得課税に基づいた上で、専業主婦の帰属所得を課税対象にするためにも、配偶者控除、配偶者特別控除は廃止すべきであると述べている。また、改革の具体案として、共働き世帯に対して家事サービス等の経費控除を認めるような政策を大田 [1997] は提案している¹²。

配偶者控除に対する批判は他にも女性の労働供給に対する阻害がある。飛田 [2002] は就業関数の推定結果から配偶者控除は女性の労働供給を阻害しているという見解を示している。その上で、配偶者控除や配偶者特別控除の廃止による税収増は、全額を少子化・子育て支援（保育所の整備、低年齢児0～2歳保育の無料化、児童手当の拡充）に充てるべきという政策案を飛田 [2002] は提案している¹³。

実際、配偶者控除と配偶者特別控除が廃止された場合、所得税増税額はどのくらいになるのかを吉井・古頭 [2005] は試算しており、夫婦世帯と独身世帯の税額が等しくなるものの、増税額は

⁹ Pechman, J.A. [1977], pp.83-92.; Simons, H.C. [1938], pp.114-115.

¹⁰ 石 [1981], 74-81 頁; 林 [1996b], 95-102 頁; 大田・坪内・辻 [2003], 22-25 頁; 本間・井堀・跡田・村山 [1984], 22-23 頁。

¹¹ 林 [1996a], 171-177 頁。

¹² 大田 [1997], 11-13 頁。

¹³ 飛田 [2002], 16-33 頁。このような配偶者控除が存在する根拠としては、担税力、自営業とのバランス、内助の功が考えられる。詳細は飛田 [2002], 14-16 頁。

夫婦世帯の方が大きくなっているという見解を示している¹⁴。

このように配偶者控除を批判する先行研究は多いが、これを認めることによる課税ベースの侵食について述べたものは少ない。配偶者控除は所得控除の1つとして存在するが、これまで所得控除と課税ベースの侵食に関する分析は田近・古谷[2000]、森信・前川[2001]、森信[2002]、望月・野村・深江[2004]、吉井・古頭[2005]等を中心に行われてきた。

森信・前川[2001]は『国民所得統計』や『税務統計』を使って時系列で課税ベースを推計した結果、課税最低限の中でも給与所得控除による侵食は1994年以降徐々に増加していることの見解を示している。これは日本の課税最低限が高いことの問題点を指摘しているものであり、他の先行研究の見解と大きな違いはない。

ただ、この研究で興味深いのは、女性の社会進出、あるいは少子化問題から配偶者控除や配偶者特別控除、あるいは扶養控除を受けている世帯が時系列で減っている点に注目していることである。そのため、配偶者控除、配偶者特別控除、及び扶養控除による課税ベースの侵食は時系列で徐々に減ってきていると森信・前川[2001]は結論づけている¹⁵。

平成7年度の税制改正で配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の金額はそれぞれ35万円から38万円に増加しているにもかかわらず、これらの控除による侵食が社会環境の変化で減少したという森信・前川[2001]の見解は非常に斬新である。今後の少子問題の対策と配偶者控除の存在意義について新ためて考え直すきっかけとなる研究成果であったと思う¹⁶。

田近・古谷[2000]でも国税庁の『税務統計から見た民間給与の実態(1997年度)』を利用して、控除の実態を推計している。この研究でも森・前川[2001]と同じように給与所得控除と社会保険料控除の規模の大きいこと、高所得者層優遇で扶養控除が認められていること等を指摘している。

森信・前川[2001]では社会保険料控除の規模の大きさを具体的に推計していなかったが、田近・古谷[2000]の研究では社会保険料控除率も推計している。その結果、社会保険料控除の規模の大きさを特に問題視しており、税と社会保障を一体にするためにも社会保険料控除の課税の侵食を認めるべきではないと田近・古谷[2000]は述べている¹⁷。

国際比較の研究に関して森信[2002]では日本のデータとして1997年度の『国民経済計算年報』、『国税庁統計年報書』、『税務統計からみた申告所得税の実態』、『税務統計からみた民間給与の実態』等を利用し、アメリカのデータは1996年度の『*National Income and Product Account of the United States, Statistics of Income*』の統計資料を利用して、アメリカの課税ベースは53.2%であるのに対して、わが国のそれは27.4%しかないという分析結果を出している。

この差額の原因として森信[2002]は所得控除が大きいとしており、日本では基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除合計で12.7%の侵食が見られるが、アメリカでは8.1%しか侵

¹⁴ 吉井・古頭[2005]、133-141頁。

¹⁵ 森信・前川[2001]、110-122頁。

¹⁶ ちなみに、森信・前川[2001]の分析では、1980年以降、社会保障の抛出と給付が毎年増加していることから、社会保険料控除の見直しも必要であると主張している。詳細は森信・前川[2001]、119-120頁にある。

¹⁷ 田近・古谷[2000]、136-142頁。

食されていないという見解を示している¹⁸。

蜂屋 [2003] は控除の中で最も減収規模が大きいのは給与所得控除で 8.8 兆円、次いで社会保険料控除の 5.0 兆円、扶養控除の 2.7 兆円という試算をしている。ここでは配偶者控除による減収は 1.2 兆円でそれほど大きくはない¹⁹。

さらに言えば、望月・野村・深江 [2004a] [2004b] では従来では難しいと考えられていたキャピタルゲイン・ロスを含めて課税ベースをマクロ推計している。また、所得控除についてもこの研究では工夫が加えられていて、所得控除を経費的な部分と人的な部分とに分けて推計が行われている²⁰。

このように所得控除と課税ベースの侵食に関する研究は盛んに行われているが、問題はこれらの分析が集計データに基づいて侵食額を推計している点であり、個票データに基づいたものより幾分バイアスがあるものとなっている。それ以外にも個票データを利用することの利点として、1. 租税関数の推定が行えること、2. 世帯全体で分布関数を作成し、それに基づいて負担比率を計測できるということが考えられる。本分析では、各世帯の給与所得から様々な所得控除を差し引き、課税所得を求め税額を計算する作業を行っている。

このような各世帯の税額を推計する作業は橋本 [1994] で行っている。橋本 [1994] は『国税庁統計年報書』のデータを利用して、給与収入から給与所得控除を差し引いて、給与所得金額を算出し、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の人的控除と社会保険料控除の合計額の所得控除を差し引いて、課税所得を求めて税率表を適用している。

その結果、所得税と住民税の税率構造は夫婦子供 2 人の標準世帯の場合、給与収入が増えるにつれて税負担額が増加するような曲線が描けるが、配偶者特別控除の存在により給与収入 1200 万円の世帯で税負担額がジャンプすることを橋本 [1994] は分析から明らかにしている。また、橋本 [1994] の研究では 1993 年の税制改正による税率構造の変化を推計したことで、中堅所得階層の税負担が軽減された点も示した²¹。

ただ、橋本 [1994] の研究では租税関数の推定を行っていないことから控除の存在で定量的にどの程度中堅所得階層の税負担が緩和されているのかを確かめることが出来ない。実際、租税関数を推定するためには各世帯の個票データが必要であり、それに基づき各世帯の税負担額を推計しなければならない。

¹⁸ 森信 [2002]、25-72 頁。

¹⁹ 蜂屋 [2003]、98-99 頁。

²⁰ 望月・野村・深江 [2004a]、23-25 頁；望月・野村・深江 [2004a]、198-211 頁

²¹ 橋本 [1994]、113-116 頁。

第三章 実証モデル

本論文では本間・井堀・跡田・村山 [1984] のモデルを参考にして、配偶者控除による課税ベースの侵食を分析する²²。本間・井堀・跡田・村山 [1984] のモデルでは業種間の捕捉率の格差について議論していたが、ここでは配偶者控除のあり世帯となしの世帯とで区別して課税ベースの侵食を議論する。配偶者控除を受けた世帯全体の所得階層分布を(1)式のような密度関数で定義しよう。

$$Y_j = \int y_j^i F(j) \quad (1) \quad (j: \text{配偶者控除を受けている世帯}, y: \text{所得}, F(j): \text{密度関数})$$

さらに、配偶者控除が認められるとき各世帯の所得水準で負担する税額は(2)式のような租税関数で表わされる。

$$T_j^i = T_j(y_j^i) \quad (2) \quad (T_j: \text{配偶者控除が設けた後の税額})$$

配偶者控除を受けた世帯全体の租税負担額は(3)式となる。

$$B_j = \int T_j(y_j^i) F(j) \quad (3)$$

各世帯が配偶者控除を全く認められないとした場合、各世帯が本来支払う税額は(4)式で与えられる。

$$B_j^* = \int T_1(y_j^i) F(j) \quad (4) \quad (T_1: \text{配偶者控除を設ける前の税額})$$

配偶者控除を設ける前と設けた後の税負担額の比率は(5)式となる。以降、(5)式を負担比率と呼ぶ。

$$L_j = \frac{B_j}{B_j^*} = \frac{\int T_j(y_j^i) F(j)}{\int T_1(y_j^i) F(j)} \quad (5)$$

この負担比率が1に近づけば近づくほど、配偶者控除による課税ベースの侵食が少なくなることを意味する。

²² 以降(1)から(5)式は本間・井堀・跡田・村山[1984]のものを引用している。もっとも、考えているjの世帯は配偶者控除のある、なしで区別している。

第IV章 データの説明

データは郵政研究所の『家計における金融資産選択に関する調査(平成6、8年度)』のミクロデータを利用する。この調査は全国の世帯主が20歳以上の世帯(単身世帯を含む)標本数は6,000世帯、標本抽出法は層化多段無作為抽出法で行われている。調査期間は平成6年度が平成6年11月21日から28日であり、3,924サンプル(回収率65.4%)、平成8年度は平成8年11月22日から12月6日3,695サンプル(回収率61.6%)となっている。したがって、各世帯が報告している所得の金額はそれぞれ前年度の税制に影響を受けているものと思われる。

本分析では平成6年度と8年度で配偶者控除を受けている世帯、それぞれ1,203世帯と766世帯を分析対象としている。ここでは分析対象となる世帯すべての課税所得を計算し、税率を適用する作業を行った。配偶者控除のある、なしの区別は前章でも述べたように、妻の就業に関しての質問で「働いていない」と回答した世帯を配偶者控除ありの世帯と定義している。

各世帯の所得に対する質問内容は以下のようなものである。「お宅(同居して生計をともにしている方すべてを含みます。)の収入についてお伺いします。この1年間のお宅の税込み収入はいくらでしたか。」回答者は種類別(給与収入・事業収益、家賃・利子・配当等の資産から得られる収入、公的年金受給額、その他)、稼得者別(世帯主、配偶者、世帯主・配偶者の両親、世帯主・配偶者の子供やその家族等)に収入金額を答えるようになっている²³。平成6年度の分析で利用したデータの記述統計量は表2に示してある。

表2 平成6年度 サンプル全体の記述統計量

	最小値	最大値	平均値	標準偏差	変動係数
世帯主の所得	10	4,600	625.12	373.18	0.597
配偶者控除前の税総額	0	1,893	106.02	125.81	1.187
配偶者控除後の税総額	0	1,875	98.04	123.62	1.261

サンプル数は1,203である。

出所:郵政研究所『家計における金融資産選択に関する調査(平成6年度)』の個票データより推定。

配偶者控除が認められることで、税額の最大と最小の差は小さくなっているが、平均値も小さくなることで変動係数の大きさは配偶者控除前より大きくなっている。これは図3でも示したように、高所得者層で広く配偶者控除の恩恵を受けていることから高所得者層で支払う税額が少なくなり、その分だけ平均値が小さくなったことが原因ではないかと思われる。

平成7年度の税制改正では配偶者控除の金額が35万円から38万円へと増えたが、この影響は

²³ 実際、回答者は所得ではなく収入を答えている可能性が高い。したがって、後の分析で租税関数により税負担率を推定しているが、この数値が先行研究のものより高くなっている。今後はサラリーマン世帯に対しては、給与所得控除等も考えて計算を行わなければならない。これについては今後の研究課題とするが、もっとも事業者世帯と農業者世帯に関しては回答した数値の大きさから考えて、売上ではなく所得を答えているものと推測される。

税額の格差にどのような影響を及ぼすであろうか。表3には平成8年度の分析に利用した記述統計量がまとめている。

表3 平成8年度 サンプル全体の記述統計量

	最小値	最大値	平均値	標準偏差	変動係数
世帯主の所得	23	5,490	618.49	416.41	0.673
配偶者控除前の税総額	0	2,123	92.55	129.69	1.401
配偶者控除後の税総額	0	2,104	85.51	127.93	1.496

サンプル数は766である。

出所:郵政研究所『家計における金融資産選択に関する調査(平成8年度)』の個票データより推定。

表3から配偶者控除の控除前と後に関係なく、平成6年度に比べて平成8年度では税額の変動係数は大きくなっており、平成7年度の税制改正の影響を受けているものと思われる。ただ、税額の変動係数が大きくなったと言ってもそれは税額の格差を論じているにすぎない。そのため、平成8年度において配偶者控除による課税ベースの侵食が進んだということについては、ここだけの分析からではいえない。

なぜなら、配偶者控除による課税ベースの侵食は前章で説明したモデルからも分かるように、配偶者控除を受けている世帯の負担比率を計測しなければならないからである。また、税負担の変化が数値的に把握できなければ、配偶者控除により税負担がいかに変化したかを具体的に把握することは出来ない。租税関数を推定する作業や負担比率を計測する作業はいずれも個票データを利用する必要がある。次の章では、実証分析の結果を踏まえながら、平成7年度の税制改正で配偶者控除が増えたことによる影響とそれに伴って課税ベースの侵食がいかに変化したかを論じる。

第V章 実証分析の結果

平成6年度の個票データを利用して、租税関数を推定した結果は以下のようなものである。

平成6年度

配偶者控除前所得税額 = $-97.59 + 0.326$ 世帯主の所得

$[-53.39]$ $[129.73]$

RR = 0.933 相関係数は 0.966

サンプル数は 1,203

ここで配偶者控除前所得税額とは、前章で説明した各世帯の所得から基礎控除のみを差し引き税率を適用している。さらに、配偶者控除後所得税額は各世帯の所得から基礎控除と配偶者控除を差し引き、税率を適用している。

平成元年度から6年度まで基礎控除と配偶者控除はいずれも35万円であった。この場合、配偶者控除前の税負担は0.326となっている。

$$\begin{aligned} \text{配偶者控除後所得税総額} &= -101.24 + 0.319 \text{ 世帯主の所得} \\ & \quad [-53.52] \quad [122.67] \qquad \text{RR}=0.926 \quad \text{相関係数は } 0.962 \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{サンプル数は } 1,203 \end{aligned}$$

各世帯に配偶者控除が認められると、税負担は0.326から0.319となっている。図3でも示したが、配偶者控除は高所得者層を中心に認められていた。したがって、配偶者控除による税負担の0.326から0.319への低下は主に高所得者層を中心に恩恵を受けているものと思われる。次に、平成8年度の実証分析の結果を見ていこう。

平成8年度

$$\begin{aligned} \text{配偶者控除前所得税総額} &= -90.72 + 0.296 \text{ 世帯主の所得} \\ & \quad [-35.08] \quad [85.41] \qquad \text{RR}=0.906 \quad \text{相関係数は } 0.951 \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{サンプル数は } 766 \end{aligned}$$

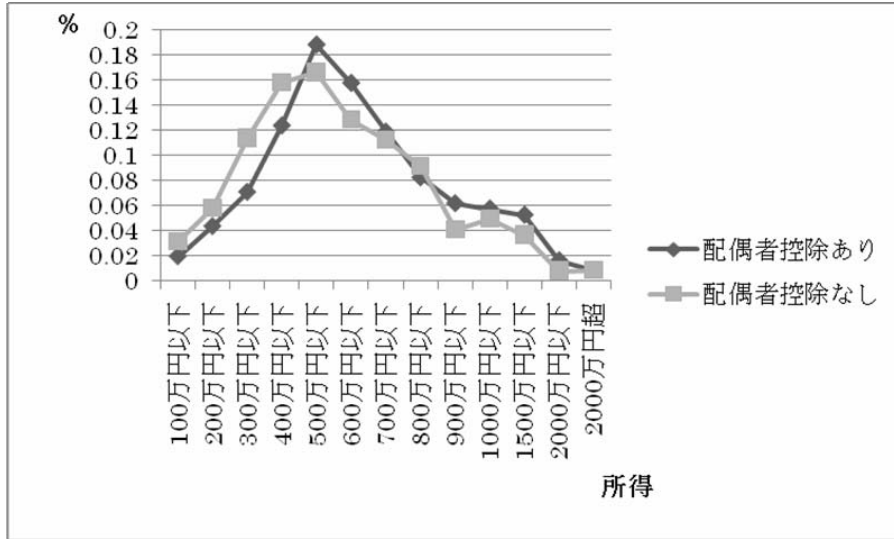
平成7年度の税制改正で基礎控除と配偶者控除の金額が35万円から38万円へと増えた。これにより平成6年度の推定結果と比べても平成8年度では配偶者控除前の税負担が0.296と軽くなっている。

$$\begin{aligned} \text{配偶者控除後所得税総額} &= -94.56 + 0.291 \text{ 世帯主の所得} \\ & \quad [-35.77] \quad [82.10] \qquad \text{RR}=0.898 \quad \text{相関係数は } 0.948 \\ & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \text{サンプル数は } 766 \end{aligned}$$

問題は平成6年度に比べて配偶者控除を受ける前と後での税負担の軽減効果が平成8年度で弱くなっていることである。平成6年度では配偶者控除により税負担の軽減効果が0.326から0.319であったが、平成8年度ではこれが0.296から0.291のみにとどまった。

図4で示したように、平成8年度において配偶者控除ありの世帯がなしの世帯を上回っていたのは、所得階層1,500万円以下のみ世帯であった。したがって、平成8年度では高所得者層において配偶者控除の恩恵を受けた世帯が少なかったことが、配偶者控除による税負担の軽減効果が弱まった原因と考えられる。

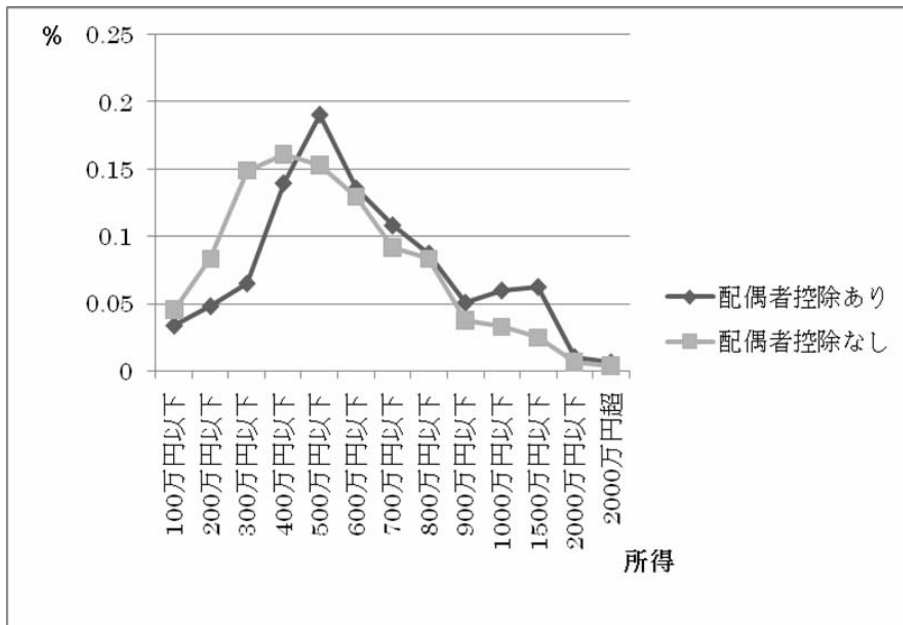
租税関数を推定する作業から分かることは、平成7年度において配偶者控除の金額が増えたが、この恩恵を受けた世帯が高所得者層で減ったので、配偶者控除による税負担の軽減効果は平成6年度より平成8年度の方が弱かったということである。次に、配偶者控除による課税ベースの侵食について負担比率の計測結果から論じよう。



出所：図3と同じ。

図5 平成6年度 配偶者控除ありの世帯となしの世帯の所得分布

負担比率を考える上で重要なのは密度関数の形状である。図5には平成6年度の配偶者控除ありの世帯となしの世帯の所得分布をまとめてある。図5から配偶者控除ありの世帯の所得分布がなしの世帯の所得分布より右に偏っているのが分かる。



出所：図4と同じ。

図6 平成8年度 配偶者控除ありの世帯となしの世帯の所得分布

同じように、図6には平成8年度の配偶者控除ありの世帯となしの世帯の所得分布をまとめている。ここでも配偶者控除ありの世帯の所得分布がなしの世帯の所得分布より右に偏っているが、所得500万円以下の世帯においては配偶者控除ありの世帯の所得分布がなしの世帯の所得分布より上にある。

このような配偶者控除ありの世帯の所得分布となしの世帯の所得分布を考慮に入れながら、平成6年度と8年度で負担比率の比較を行う。その結果、負担比率が平成6年度の分析では0.912であり、平成7年度の税制改正が行われた後の平成8年度の分析では負担比率が0.909と平成6年度に比べて値が小さくなった。

このことから個票データを利用して負担比率を計測すると、平成7年度の税制改正により課税ベースの侵食は進んだものと思われる。森信・前川[2001]の研究では集計データから配偶者控除のある世帯が減っていることで、課税ベースの侵食が減っているという見解を示していた²⁴。

本分析では配偶者控除により課税ベースの侵食が進むという結果が得られたが、これは森信・前川[2001]の研究において課税ベースの侵食が配偶者控除のある世帯の時系列的な変化に依存しているのに対して、ここでは配偶者控除のある世帯を最初にコントロールしているので異なる分析結果が得られたのではないかと思う。

終章

近年では、成長重視の税制改革が主に提案されている。具体的には、所得税の総合課税から分離課税、とりわけ日本型の二元的所得税導入等が注目されており、それと並行するような形で消費税率の引き上げも議論されている。重要なのは、少子高齢化社会を念頭に入れた社会保障財源を確保することであり、そのためには増税、あるいは少なくとも増収中立が求められるであろう。

二元的所得税の導入は経済成長に好影響と増収の増加をもたらすが、その一方で重課な勤労所得から低課な資本所得への移転も考えられる。そのため、増収減の効果を出来るだけ少なくするためには、経済成長だけでなく所得控除の整理や縮小による課税ベースの拡大も必要とされる。

本論文では、所得控除のなかでも配偶者控除に注目して課税ベースの侵食を分析した。配偶者控除に注目した理由は、この控除が水平的公平のみならず垂直的公平からも批判が多く、なおかつ女性の労働供給の阻害という問題点を含んでいながら、配偶者控除と課税ベースの侵食の関係についての議論はあまり行われていなかったためである。

これまでの課税ベースの侵食に関する研究は水平的公平の議論に重点を置いてきた。ところが、最近では水平的公平ではなく垂直的公平に着目しながら所得控除と課税ベースの侵食がいかに関連しているかの研究も行われている。

これらの研究は主に集計データからマクロでの課税ベースを推計するものであり、個票データ

²⁴ 森信・前川[2001]、110-122頁。

を利用してない。課税ベースの侵食に関する研究で個票データを利用することの利点として、1. 集計データのバイアスの除去できる、2. 租税関数の推定を可能にする、3. 所得分布関数を作成して、負担比率の計測を可能にすること等が挙げられる

本分析では、本間・井堀・跡田・村山 [1984] のモデルを引用して負担比率を計測している。したがって、本間・井堀・跡田・村山 [1984] の水平的公平の議論ではなく垂直的公平に着目しながら、配偶者控除による課税ベースの侵食を分析した。

ここでは平成6年度と8年度で配偶者控除のある世帯、それぞれ1,203世帯と766世帯を対象にして、これらの世帯すべての課税所得を計算し税率を適用するという作業を最初に行っている。このようにして加工した個票データから平成6年度と8年度で配偶者控除を考慮に入れながら租税関数を推定した。

推定の結果、平成7年度において配偶者控除が増額されるという税制改正が行われながら、平成6年度に比べると平成8年度では配偶者控除による税負担の軽減効果が弱まっていることが確認された。これは平成8年度では高所得者層において配偶者控除の恩恵を受けた世帯が少なかったことが原因ではないかと考えられる。

次に同じ世帯を対象にして、平成6年度と8年度の個票データから所得分布を作成し、負担比率を計測してみた。この結果、負担比率は平成6年度で0.912、平成8年度で0.909であった。したがって、平成7年度の税制改正により配偶者控除による課税ベースの侵食が進んだものと考えられる。

このことから垂直的公平、水平的公平、あるいは女性の労働供給の面だけではなく課税ベースの侵食から考えても、配偶者控除は整理、縮小すべきであると判断される。もっとも本分析では基礎控除と配偶者控除のみを考慮に入れて分析を行っている。したがって、今後は給与所得控除や配偶者特別控除、扶養控除や社会保険料控除等も含めながら分析を行わなければならない。これに関しては今後の研究課題とする。

参考文献

- 石 弘光[1981]「課税所得捕捉率の業種間格差」『季刊現代経済』第 42 号、72-83 頁。
- 大田弘子[1997]「女性と税制－配偶者控除等の検証－」*Japan Tax Reserch Institue*, 第 13 卷 76 号、9-13 頁。
- 大田弘子・坪内 浩・辻 健彦[2003]「所得税における水平的公平性について」『内閣府景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー』、1-27 頁。
- 川上尚喜編著[2008]『図説 日本の税制(平成 20 年度版)』財経詳報社、2-239 頁。
- 田近栄治・古谷泉生[2000]「日本の所得税-現状と理論-」『フィナンシャルレビュー』第 47 号、129-161 頁。
- 飛田英子[2002]「配偶者控除の在り方と少子化・子育て対策-望まれる一体的視点からの見直し-」*Japan Research Review*、7-34 頁。
- [2003]「第 5 章 経済・社会構造の変化と税制ライフスタイルに中立な税体系」湯元健治編著『税制改革のグランドデザイン』生産性出版、124-147 頁。
- 橋本恭之[1994]「個人所得課税の改革と具体的シミュレーション」『税経通信』第 49 卷第 15 号、112-120 頁。
- 蜂屋勝弘[2003]「第 4 章 税の空洞化論をただす広く薄い税負担は本当に必要か」湯元健治編著『税制改革のグランドデザイン』生産性出版、96-121 頁。
- 林 宏昭[1996a]「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」『総合税制研究』第 4 号、156-178 頁。
- [1996b]『租税政策の計量分析-一家計間・地域間の負担配分』日本評論社、95-102 頁。
- 本間正明・井堀利宏・跡田直澄・村山淳喜[1984]「所得税負担の業種間格差の実態-ミクロ的アプローチ-」『季刊現代経済』第 59 号、14-25 頁。
- 望月正光・野村容康・深江康志[2004a]「マクロ統計による所得課税ベースの推計(上)(下)」『証券経済研究』第 45 号、19-31 頁。
- [2004b]「マクロ統計による所得課税ベースの推計(上)(下)」『証券経済研究』第 46 号、197-212 頁。
- 森信茂樹・前川聡子[2001]「わが国所得課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャルレビュー』第 35 号、103-122 頁。
- 森信茂樹[2002]『わが国所得課税ベースの研究』日本租税研究協会、1-82 頁。
- 吉井一洋・古頭尚志[2005]「個人所得課税の見直し-政府税調資料等による個人所得課税の試算-」『税経通信』第 855 号、129-148 頁。
- Pechman, J.A.[1977]*Federal Tax Policy*, 3d ed. Brookings Institution.
- Pechman, J.A.and G.V.Engelhardt[1990]“The Income Tax Treatment of the Family:An International Perspective”, *Natinal Tax Journal*, Vol.43, No.1, pp.1-22.
- Munnell, A.H.[1980]“The Couple versus the Individual under the Federal Personal Income Tax”, in Aaron, H.J.and M.J.Boskin,eds., *The Economics of Taxation*, The Brookings Institution, pp.247-278.
- Simons, H.C.[1938]*Personal Income Taxation:The Difinition of Income as a Problem of Fiscal Policy*, University of Chicago Press.

参考資料

財務省ホームページ; <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm>

郵政研究所『家計における金融資産選択に関する調査(平成6、8年度)』の個票データ